

第4回自治基本条例に関する小委員会会議録

日時：平成16年3月4日（木）

午後1時55分から

会場：上越文化会館 大会議室

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第2号の委員  (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上越市	上越市議会副議長	田村恒夫	
	安塚町	安塚町議会議員	志賀賢一	
	浦川原村	浦川原村議会総務文教常任委員長	武藤政義	
	大島村	大島村議会議員	早川与五郎	
	牧村	牧村議会議員	太田修	
	柿崎町	柿崎町議会副議長	平野誠市	
	大潟町	大潟町議会議長	村山尚祥	
	頸城村	頸城村議会副議長	井部辰男	
	吉川町	吉川町議会議員	橋爪法一	
	中郷村	中郷村議会議会運営委員会委員長	荒川正尊	
	板倉町	板倉町議会議員	武藤和男	
	清里村	清里村議会副議長	中村良平	欠席
	三和村	三和村議会議会運営委員会委員長	稲垣健一	
	名立町	名立町議会副議長	秦野兵司	
規約第8条 第1項第3号の委員  (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上越市	上越市連合婦人会会長	保坂いよ子	欠席
	安塚町	雪のまちいきいき女性ネットワーク代表	北島敬子	
	浦川原村	浦川原村まちづくり研究委員会委員	大滝勉	
	大島村	大島村商工会会長	武田一也	
	牧村	牧村住民会議準備会委員	金井純	
	柿崎町	柿崎地区区長会長	佐藤洋一	
	大潟町	大潟町区長会代表	小池吉則	
	頸城村	頸城村主任児童委員	松縄武女	
	吉川町	吉川町源地区会議会長	中村睦男	
	中郷村	中郷村商工会会長	塚原登	
	板倉町	板倉町商工会事務局長	田中幹夫	
	清里村	清里村商工会会長	武田和信	
	三和村	三和村合併推進協議会委員	石塚賢	欠席
	名立町	名立町市町村合併審議会委員	塚田新平	
共通	上越青年会議所直前理事長	山岸孝博		

説明のため出席した者

元(仮称)柏崎市市民参加のまちづくり基本条例策定審議会委員 柏崎市教育委員会委員 栗林 淳子  
柏崎市総合企画部企画政策課課長代理 伊藤 学

議 題

1 説明

(1) 柏崎市市民参加のまちづくり基本条例の制定について

2 質疑応答(意見交換)

### 3 その他

午後 1 時 55 分 開会

○山岸孝博委員長 それでは、これより第 4 回自治基本条例に関する小委員会を開会をいたします。

本日は、委員 26 名の出席でございます。上越地域合併協議会小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により、会議は成立をしております。

今回の議事録署名委員は、上越地域合併協議会小委員会規程第 10 条の規定において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第 3 条第 2 項の規定により、大潟町の村山委員、頸城村の井部委員それぞれご指名をいたします。よろしくお願いいたします。

○

#### 1 説明 (1) 柏崎市市民参加のまちづくり基本条例の制定について

○山岸孝博委員長 本日は、事務局から今ほど説明のあったとおり、柏崎市の方から柏崎市市民参加のまちづくり基本条例の制定についてということで、条例の制定に実際に携わっていただきました行政の方から伊藤課長代理、そして一般の市民代表としまして栗林さん兩名から最初に 1 時間ほど時間をちょうだいして、その後また一般的な質疑応答というふうな形をとらせていただきたいと思います。

本日は、私も武田副委員長も一般の聞く側ということで参加をさせていただきたいというふうに思っておりますので、進行の方は事務局の方からよろしくお願いいたします、そんなふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○野澤朗事務局次長 どうも委員長ありがとうございます。

それでは、委員長の方からのご指示でございますので、本日は事務局の方で進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに本日ご説明をいただきます、わざわざきょう柏崎の方からこの雪の中、柏崎は雪が降っていなかったそうでございますけれども、お越しをいただいております方、ご紹介をさせていただきます。

皆様に向かって左手の方、柏崎市市民参加のまちづくり基本条例策定審議会の委員として条例の制定にかかわられ、現在柏崎市の教育委員会の委員を務めておられます栗林淳子様、ご紹介させていただきます。栗林様でございます。栗林様におかれましては、県の教育委員会が主催して開かれましたウーマン・カレッジの受講生が、女性のライフサイクルに沿って自分らしい生き方を考えようということでおつくりになりました、まなびすと in 柏崎、これは先ほど NPO と言いましたけども、NPO ではまだないということで、NPO ではないそうでございますけども、代表を務められておりますし、男女共同参画、里山公園づくりなどさまざまな活動にかかわって活躍されております。お聞きするところによりますと、清里村にもご縁があるそうですので、その辺また後でお話があるかもしれません。

それから、右手でございます。私どもと同様行政の担当者として条例の制定にかかわってこられました、柏崎市の総合企画部企画政策課の課長代理でいらっしゃいます伊藤学様でございます。

以上 2 人がきょうわざわざ私どもの小委員会にお越しをいただいているところでございますので、これから限られた時間ではございますけれども、小委員会の私らのためにご説明をいただき、またご質疑にお答えいただくということでございます。先ほどお話し申し上げましたとおり、まず前半ご説明お聞きするというので、まずは総括的に柏崎市市民参加のまちづくり基本条例の制定の概要を伊藤様からご説明いただきまして、その後に条例策定審議会での検討の様子について栗林様からご説明をいただきまして、その後私の方からあらかじめ用意させていただいたようなご質問させていただきます、その後皆様方からご質問を受けるという形にさせていただきたいと思っております。

それでは、まず伊藤様の方からご説明よろしくお願いいたします。

○伊藤学柏崎市総合企画部企画政策課課長代理 ただいまご紹介いただきました柏崎市の企画政策課、伊藤と申します。この条例に携わった所管課ということで、きょう皆さん方にご説明させていただきます。

たいと思います。本来であれば、企画政策課長、ここに来てご説明させるべきでございますけれども、ただいま一般質問中ということで、席をあけるわけにいきませんので、ご容赦願いたいと思います。それから、本日この場におきまして、柏崎市市民参加のまちづくり基本条例の説明の場をいただきまして本当にありがたく感謝申し上げます。また、今回この小委員会の中に吉川町の橋爪議員さんがご出席と、ご参加ということで、私たちと一緒にたつくりになりました大先輩もおられるということの中から、非常におこがましい部分もございますけども、当市の取り組みにつきましてご説明させていただきたいと思っております。まことに申しわけございませんが、座って説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日皆様方にお配りいたしました資料に基づきまして、レジュメと資料でございますけども、ご説明していきたいと思っております。資料の方にほとんど大体書いてありますので、はしよる部分もありますけども、後の方につきましてはお読みいただければと思っております。

まず、柏崎市でできました市民参加のまちづくり基本条例等ということで、1番目の方に入っているかと思っておりますけども、これについてご説明したいと思っております。この文につきましては、少し読ませさせていただきたいと思っております。これにつきましては、市民の皆さんと市が市政の基本原則を共有いたしまして、参加と協働を通してまちづくりを進めていくために必要な考え方や仕組みを条例化したものでございます。柏崎市におきますまちづくりの基本原則、あるいは市民・コミュニティ・市の役割、議会・執行機関の責務、あるいは情報の共有、市民の市政への参加と協働の仕組みを定めているものでございまして、いわば柏崎市におけます憲法と言えるものという条例でございます。そこで、若干絵をかかさせておりますけども、こんなフロー図になるんじゃないかなと思っております。

じゃ、なぜこんな柏崎市はまちづくり基本条例つくったかという条例制定の背景でございます。一つ挙げられるのが地方分権との関係があるかと思っております。ご存じのように地方分権一括法が平成12年の4月に施行されまして、私たち自治体におきましてはみずからの裁量によりまして政策の形成、あるいは執行に努めることが求められるようになりました。これが自己決定、自己責任の原則に基づく地域の諸課題に積極的に取り組むことが求められるということでございます。

また一方、社会的な背景ということで1995年に阪神・淡路大震災がございましたけど、それをきっかけにしまして市民のボランティア活動を初めといたしました社会的貢献活動が脚光を浴びるようになり、その市民の活動が社会的に大きな潮流となりまして、いわゆる市民のまちづくりに対する意識改革は芽生えまして、市民がまちづくりの主体となりまして、よりよいまちづくりをしていく機運が起こったということと、それから21世紀の新しい時代に向けまして、市民意識の変化によりまして、自分たちの住んでいる地域のあり方にも目が配られるようになります。余裕も出てきたんじゃないかと思っておりますが、その結果、地域の課題に市民の皆様方、みずから積極的にかかわりまして、今まで行政任せであったものから行政との対話を深め、さらに進んで参加と協働への主体的に関与いたしまして、住民の意思による主体的なまちづくりを目指したと。その結果としまして、市民と市がみずからの役割と責任を自覚いたしまして、参加と協働のまちづくりを新しい時代に向けて推進していくというような機運が起こったかと思っております。

それから、もう一つ、当市におきましては総合計画、皆さん方にもあるかと思っておりますけど、平成12年度からスタートしてあります私たちの第3次長期発展計画、後期計画がございます。平成16年まででございますけど、その中にうたい込みの中で市民とともに歩む市政のためという施策の大綱を掲げております。この施策の体系の中で、市民とともにまちづくりを進める基本的な考えを示した、当時は仮称と書いてありますけど、(仮称)まちづくり基本条例の検討に取り組むこととしていました。このくだりにつきましてちょっと資料の中にございませんので、まことに申しわけありません。今ほど申しました地方分権との関係、あるいは社会貢献活動、21世紀の新しい時代への対応という社会的な背景と、それから総合計画の施策の体系から平成13年度から条例づくりに着手したのがその背景でございます。

3番目に条例の性格ということで、1ページおめくりいただければと思っております。この条例の性格と

しましては、柏崎市の憲法としまして最高規範として市が策定いたします計画や条例などの指針となるもの、市政を運営する上での基本的事項を網羅した総合的な性格を持っているものとして考えております。

4 番目としまして、条例の意義、効果でございます。条例の意義、効果につきましては市政運営を透明化することということと、市民の皆さんが市政に理解と関心を深め、市民参加が促進されることを期待されております。それから、まちづくりへの市民の皆さんと市とが協働いたしまして、みずからの地域のために行動することが期待されるというふうに考えております。

この条例につきましては、条例の公布につきましては平成 15 年の 3 月 20 日、レジュメについては 3 月 21 日と書いてありますが、3 月 20 日に公布しております。吉川町におきましては 3 月 19 日ということで、お互いに議会の最終日ということで、実は吉川町さんのホームページ、ずっと橋爪委員さんのホームページ見ておったんですけども、突然 3 月 19 日に公布されたということで、いささかそのときはショックを感じた次第でございました。ただし、安心したことは新潟県でお互いに最初ということで 15 年の 10 月 1 日から施行されるということで、お互いに準備期間があって 15 年の 10 月 1 日かなということで、いささか安心した次第でございます。

これからは、6 番目に条例までの経緯ということでそれなりの手はずを進んでおりますが、書いてあるとおりなんですけど、まず当然ワークショップ形式で勉強会を開きました。その勉強会に基づきまして、役所内の庁内策定委員会を開きました。その庁内策定委員会で大筋の素案ができた段階で市民の皆さん方に公表いたしまして、栗林さんも参加していただきました策定審議会という、それを経て条例の制定にこぎつけました。

まず、ワークショップなんですけども、平成 13 年の 2 月に開催いたしました。これにつきましては、まず市の職員の方の応募をさせていただきました。これにつきましては、なかなか業務等ある中で個別参加要請をしたり、職員の公募、それから女性職員ということで、参加も依頼をしたんですけど、残念ながら女性職員はございませんでした。それと同時に、市民の方の公募ということで広報を使ったり、それから総合計画のときの専門部会の策定委員さん等ございますし、それから各種団体等ございましたが、その中からお声がけさせていただきました。今思えば当然だと思いますけど、市民の方もいわゆる無報酬ということでさせていただきましたので、当然職員についても夜やるわけですので、時間外の手当もつけないということで、無報酬ということでさせていただきました。この役割につきましては、まず条例制定の意義、市民参加とか、あるいはまちづくり理念の共有、制定の目的、あるいは効果、必要性の認識などをまず勉強させていただきました。それに基づきまして条例の草案、たたき台的なものをこのワークショップでつくらせていただきました。

なかなかこのまちづくりと、皆さん方は自治基本条例という言葉で進んでいるかと思えますけど、当時はまちづくりということで、まちづくりという言葉に対するイメージというのはなかなかつかみにくい部分でございました。端的に言いますと、まちづくりといいますと、都市計画部分の土地規制というようなことがすぐまちづくりという言葉で浮かんでくるかと思えますけど、大体の認識はまちづくりで、いわゆるイコール、ハードということでいきまして、そのまちづくりに対する考え方に対して勉強会の中でも考え方の統一性を図るためにまちづくりに対する思い、柏崎のいわゆる現状分析、あるいは魅力あるところはどうかというような、そんなワークショップを繰り返させていただきました。一部日本大学の松野先生から来ていただきまして、いわゆる条例に対する指導を受けたこともございます。あるいは、シンポジウムへ参加したりということで積極的に、全部で 24 名の方ですが、毎回毎回出られたわけでもございませんけど、積極的に参加していただきまして、当時なかなか先進事例がございませんでした。時には二セコ町、あるいはそれから生野町、それから宝塚、それから旭川という、そんな先進事例を見ながらさせていただいた経緯がございます。それによりまして、まちづくり基本条例の大体のたたき台をつくらさせていただきました。

昨年になりますけれども、平成 14 年度になりますはたたき台に基づきまして、いわゆる庁内の検討委員会ということで、役所の中でいわゆる法的な部分、法規担当も含めながら、その条例のたた

き台につきまして洗い直しをさせていただきました。これが5月から8月まで計8回ということで、条文一つずつ見ながら勉強をさせていただいたというのがございます。それによりまして、市民の皆さん方に条例の素案を公表した。それとともに、まちづくり審議会ということで、審議会を設けながら、再度市民の皆さん方の意見を踏まえながら、条例の内容につきまして検討した次第でございます。当初市民の皆様方、6月末に公募、募集をかけたんですけども、すぐに審議会開けるというふうに感じておったんですけども、なかなか庁内策定委員会の中でああでもない、こうでもない、たたき台つくった条文自体が市民サイドでつくった部分がございます。なかなか条文になっていない部分がございますので、庁内法規担当も含めながら検討させていただいたということで、皆さん方に公表するの少し遅くなったということでございます。

それから、蛇足でございますけど、当初審議会におきましても予算計上3回しかしなかったんですけども、10月の段階で5回は必要じゃないかと。最終的には7回審議会を重ねさせていただきまして、10月から2月の頭までですか、精力的に仕事をさせていただきました。

議会への説明ということで、当然議会の議決を得なきゃいけませんので、議会の方に説明させていただきました。一番最初に説明したのが平成14年の9月、議会の総務常任委員会ということで初めて条例の素案、これは市民に意向を公表する前の素案を公表いたしました。それから、その後、公表した後、10月の11日に全員協議会ということで再度説明させていただきました。実は、委員会のときに全部の議員さん出席されなくて、委員の方プラス外野の傍聴席ということでございましたので、再度全員協議会を設けまして、議員の皆さん方もご意見いただくということで進めさせていただきました。その後の条例がある程度でき上がって、審議会からの報告を受けまして、いわゆる案としたものを最終的に昨年2月18日に議員の方に説明いたしまして、最終案をつくって議会に上程したというのが実情でございます。

それから、7番目に、条例の主な内容ということで、これについてお読みになっていただければ結構だと思います。自治基本条例といえども、決まったものがないかと思えます。各市町村それぞれ独自のものがあるかと思えます。柏崎市におきましては前文の中に、この条例につきましては柏崎市の最高規範とするということ、いわゆる憲法だということ、これを述べさせております。

それから、特徴としては当然市民投票、本当は住民投票という言葉がよかったと思うんですけども、市民参加のまちづくり基本条例ということで、市民投票ということで、住民の定義はしておりますけども、あえてここに市民投票ということで入れさせてもらいました。これにつきましては、当市におきましては原子力発電所があるということと、それから3年ほど前に、平成11年なんですけど、ブルサマルに関する住民投票請求が出まして、最終的には議会で否決しましたが、そういう経緯もあるという中で、非常に市民投票、住民投票につきましては時間をかけながら盛り込みましたが、最終的には地方自治法に基づくものを淡々と述べた結果になったというのが実情でございます。

それから、条例をいわゆる公布しましてから施行まで約半年の期間がございました。この条例自体が基本理念というものがほとんどでございまして、ごく一般的な、言ってみりゃ当たり前のことが主に書いてあるということから、まずどうしたらいいかと。いわゆる職員の意識をどうやって変えていくかということで、まず職員の意識改革ということで、この条例を運用いたします職員の意識向上のために全職員の研修会を実施させていただきました。条例の解説ということで、課長と市の職員約750名おりますけど、全部で15回に分けて説明しまして意識改革をさせていただきました。それから、係長職以上の職員に再度また参加の手法につきまして勉強会をしたということと、それから参加者につきましてもアンケート調査をいたしまして周知度などについて把握させていただきました。

それから、市民の参加意欲の向上ということで、条例つくったばかりではいきませんので、まず市民への皆さん方の公表ということで主立った各部署に配布いたしました。それから、条例について市民への説明会の開催ということで12回ほど地区の懇談会ございました。その段階で説明をさせていただきました。それから、広報かしわざきというのが1カ月に2回ほど出ますが、そこに条文の全容を載せましたし、それから7回ほど分けて解説をしております。それから、市民講座ということで出

前講座の開設をしておるんですが、なかなか要請がございませんので、今市民講座につきましてはありません。

全部で条例の中に、じゃ何をしているかということで、一つは施行までにとった私たちの行政側の手法がまず第 13 条で市の役割というのがございまして、その中に参加の手法ということがございます。参加の手法を確立をさせていただきました。上越市さんには既にパブリックコメント手続がございしますが、私たちにはパブリックコメント手続がございませんでした。いわゆる市民の参加の手法の一つ、皆さん方の意見を聞く手法の一つ、アンケート調査とか、それから説明会だとか、いろいろあるかと思いますが、パブリックコメント制度の要綱を策定いたしまして、10月1日から同時に施行しているというのがいわゆる条例施行後の取り組みでございます。

ということで淡々と申し上げましたが、この条例自体がなかなか私たちやっている中で先進地が少なかったということで何と何を入れればいいのかという決まり切ったものがないということと、それからまちづくりと自治基本条例との差があるということの中になかなか勉強する機会もございましたし、去年1年間かけて何とかつくり上げたのが現状でございます。

以上、ちょっと雑駁な説明で申しわけなかったんですが、概要につきましてご説明させていただきました。

○野澤朗事務局次長 ありがとうございます。

今ほどは、行政の立場でこの自治基本条例の概要ということで経過、内容、それから今おつくりいただいたときに、同時に展開されたパブリックコメントなどにも触れていただきました。

それでは、続きまして実際に市民の立場でこの条例の制定の最終段階であります策定の審議会にかかわられた栗林さんの方からお話を伺います。お願いいたします。

○栗林淳子元（仮称）柏崎市市民参加のまちづくり基本条例策定審議会委員 皆様、こんにちは。きょうは、このような会にお呼びいただきましてありがとうございます。

初めにお話をいただきましたときに本当にびっくりいたしまして、ふだんは一主婦ですので、本当に戸惑いを感じました。新年の、上越市もたしかあったと思うんですが、各市の広報番組でうちの市長さんがうちの市について説明をする中で、今回私2回目ですが、このまちづくり基本条例について話すようにと言われてまして、そのときに昨年の審議会のときのファイル、資料、ノートを慌てて出してきて、それでその収録が終わったものですから、これでほっと一息ということで、この間書棚の奥の方に、うちは資料ばかりの部屋があるんですが、そこによろしくしまい込んで、そこに今回のお話がありまして、本当に戸惑いばかり感じたんですが、ただ上越市ということでご縁を感じまして受けさせていただきました。

先ほどご紹介もありましたけれども、まず上越市ということで、この間もこの資料の中にたくさんの条例が既につくられていまして、特に男女共同参画条例につきましては大先輩でいらっしゃるということで昨年私たち、私いろんな活動しているんですが、その中で男女共同参画プラン推進市民会議という活動もしてまして、その中でこれから柏崎でも男女共同参画の条例づくりということで勉強会しています。その学習会に上越の金井芳子先生に来ていただきましたり、それから子育ての方でも上越市は先駆的ないろんな活動をされて、そしていろんな制度が整っているということで、マミーズ・ネットというグループの方から来ていただいて、その話をお聞きしたり、そういう機会が昨年ありました。

それから、私個人的にはふだんは寺ではまって清掃している人間なんですが、清里村といいますが、私の夫である住職のふるさとでございまして、よく婿さんですかと聞かれちゃうんですが、そうじゃなくて私が嫁なんですけども、その夫が清里村で高校まで過ごしまして、まだ寺がございまして、今は兼務して柏崎から通っております。私も一緒に毎月のように伺わせてもらっているものですから、きょうこちらに清里村の方もいらっしゃるかと思いますが、そういうことでそういうご縁もあるということで、これは伺わなくてはと思ひましてきょう伺わせていただきましたが、何分にも本当に素人ですし、このまちづくり基本条例というのも条例ということにかかわるのも初めてで、本当に緊張ば

かり、そしてわからないことだらけの、今でもそうですので、果たして皆さんのことにお役に立てるかどうかが本当にわかりませんが、どうぞよろしく願いいたします。私の方は、何かざっくばらんな感想だとか、そういうことでいいと言われましたので、どうぞよろしく願いいたします。では、座らせていただきます。

先ほど伊藤さんの方からもご説明がありましたとおりワークショップということが最初あったと、私たちも審議会に入るようになりましてお聞きしました。ですから、きょうここに伺うのもワークショップから知っている方がいいのかなと思ったんですが、この10人の審議会の中には大学の先生、それから団体の推薦ということで、私も会員でもあります男女共同参画プラン推進市民会議の方もいらっしゃいましたし、それからワークショップからかかわっていた方、それから青年会議所の方とか、それから一般公募の方もいらっしゃって10人のメンバーでした。ですから、わずか10人の中でもいろんな年代、それから女性は3人ですが、考え方、立場、それから今までのかかわりが違う方ばかりでしたので、10人という少ない人数の中でも大変にいろんな意見が飛び交った審議会です。私も毎度参加してまして、非常に自分自身が勉強になると同時に、大変緊張して毎回参加させていただきました。

というのは、最初は市の審議会だから、最初は3回、あるいは5回、皆さんそれでは足りないということで5回、あるいは6回ぐらいだろうということでしたが、結果的には7回、それでもまだまだ皆さん話が足りないという感じでしたが、その後の作業があるということで、それがようやくあれだったんですが、そして1回の会議も予定では2時間ぐらいの予定なのに、大体3時間ぐらい近くになったこともありました。私はいろんな活動をしている中で、その前さっき伊藤さんの方から説明があったように、今の市の総合計画である第3次長期発展計画、後期計画の教育福祉部会ということでもかかわっていましたので、その流れでこういうことにも自分はかかわっていくのかなという多少漠然とした思いはあったんですが、でもそれと条例というのは全く違うんだと。もっとも奥が深く、厳しく、また自分自身も勉強しなければいけないという思いで毎回参加していました。たしか毎回、さっきもちょっと打ち合わせのときもお話ししたんですが、課題が出まして、きょうはこのことについて話が十分ではなかったから、各自それぞれうちへ持って帰って、また検討して、その中で意見をまたまとめて作文してくるよということもありました。

私たちがこの中でいろいろこれからまたご質問もあるかと思いますが、その中でまたお答えしていきたいと思いますが、自分自身がそこにかかわってまして一番こだわったところはたくさんありますし、各自の立場も違いますから、一概に言えませんけれども、各団体は出てきてはいるけれども、まず言われたことは自分の意見でいいということでしたので、自分自身が考えているまちづくり、さっきお話があったんですが、10人の委員の中でも、まずまちづくりというのは箱物行政、その関係で自分たちが呼ばれているんだという人もおりました。ですから、今柏崎は皆さんご存じのように昨年話題になりました美術館のこともあったりしたんですが、そういう感覚で来ている人がいましたので、まず10人の委員の中ではそこから違いました。

ですから、きょうこの14市町村でしょうか、こちらの協議会の方は、なおいろんな大勢ですから、またご意見だとか、いろんな考えのお違いがあると思います。私たち10人でさえもそれほど話していく中ではずれ、そしてどうしても引けないとか、いや、譲れないとかあったりしました。それはそれぞれの個々の思いでしたので、本当にとことん話し合ったという覚えがございます。例えばまちづくりという言葉自体も箱物、そしてソフトだというのが随分、三、四回、毎回それがテーマの一つにもなりましたし、そこからしてまず皆さんの基本的な考えがなかなか醸成されていかないところ、もどかしさもありましたし、それから基本自治条例なのか、まちづくり基本条例、その名称、なぜ自治なのかとか、基本条例の位置づけ、名前が決まる前には位置づけということがまず大事だと思います。位置づけは、これはどういう位置づけになるんだということも随分みんなで話し合いました。多分これからこれも問題になるかと思うんですが、今実際ある条例との整合性はどうかとか、それからこれはどういう条例だというのは本当に最初ワークショップの人、ワークショップから来て

いる方からすればもどかしい思いがあったと思いますが、私たち審議会から入った者にとってはまずそこが大事であるということで、私たち、私もそうですが、まずこれは憲法だということを高くうたい上げたいというのがありましたけども、でもそれが果たして必要なのかとか、そういうところも随分議論を繰り返しました。ですから、中にはリンカーンの言葉のようにこれは市民の、市民による、市民のための条例だという案も出まして、それもいいんじゃないかというぐらいの活発な意見がありました。

でも、まちづくり基本条例に落ちつききましたけども、このまちづくりという言葉自体もさっきも言いましたように箱物ではない、そしてある一部のものではないということで、あえて平仮名にしよう。と、私も思います。どうしても町内の町だとか、街路の方の街だと、今までの既成観念の中のまちづくりになるんでないかと。そうではなくて、幅広いだれでも市民が参加できるまちづくり、そしてたくさんの分野でも使える言葉だということでまちづくり基本条例、最終的にはそう落ちついたんですが、ここに至る間に、じゃ名称は後のことにしても、それは話していく段階で見えてくるだろうから、まず前文からいきましようということで、前文がまず大変こだわった部分でもございます。憲法でもそうですけど、条例にもこれは何かこうしなければいけないという基本条例、自治条例はないそうですけども、でもやはり前文が大事ではないかということで、この前文につきましても議論の中で各自が、もちろん素案がございまして、その素案でいいのか、足りない言葉はないのか、そしてつけ足す思いはないのかということで、名前だけではなく、前文について私たちふるさと柏崎に対する思い、願い、理念を込めたいということで各自それぞれ考えてきて、総合的にまとめたのがこの文句でございまして。もちろんそれぞれの年代はありますけども、私なんか思いますのに、私は今子供が1人東京で学生生活を送っていますし、これからちょうど受験を終えてふるさとを出ていく子供を抱えております身としては子供たちが東京、あるいは各方面に行ったときに、柏崎という話をして誇りと思えるような、ふるさとを振り返ったときに、こういうまちですよと全国の友達に語れるようなまちであってほしい、そういうまちを親としても、あるいは大人として残す、つくっていくためにも、この前文にはそういう思いを込めたつもりです。

そして、各条文にも、条例の文章にもいろいろこだわりだとか皆さんと検討いたしました。例えば、また後で細かい話もあるかと思いますが、10人のうちの3人の女性が、今女性の参画、参画というのもあったんですが、例えば参加条例の中にも参加、参加というのが一つのキーワードですが、果たして参加でいいのか、参加の中に私は参画、今男女共同参画ですから、もっと意識的な参画、一步手前の参画にしたらどうかという意見も述べさせていただいたんですが、そういうことを含めた広い意味の参画、皆さんから見ればちょっと奇異に見えるかもしれませんが、私たちはこういう言葉の一つ一つにこだわって、前文もそうですし、名称、そして一つ一つの第何章でしょうか、言葉の説明があると思いますが、2条のところにもこんな言葉は説明要らないんじゃないかということも幾つもこの言葉の中にはあるんですが、でも言葉というのは意外とふだん例えば市、あるいは市民、住民、まちづくりもそうですが、コミュニティ、自治だとか、それから出てきた中には新しい公共という言葉もいろいろ出てきたんですが、そういうふだん何げなく使っている言葉でも共通認識って意外とありそうでなくて、私たちもこの中でふだん使っている言葉ばかりだったんですが、意外とそれぞれの考えが違っているということがありまして、この委員会の会長はちょうど大学の先生ということで、しかも社会学の先生で、私も前に家族の社会学という講座受けたことあるんですが、そういうところから言葉の持つ意味、定義、思いだとか、そういうところから一つ一つ丁寧に、そしてみんなで議論し合っ、この言葉にこだわったところもございまして。それがこれは前文もそうですし、名称、そして各条文についてもまず共通認識の言葉で、人間というのはやっぱり言葉を単なるツール、道具ではなくて、言葉でものを考えていますので、市民の皆さんにこれを説明する場合にもきちんとと言えるようにということで、この言葉の説明にもかなり時間を割いて、この言葉は説明が必要なのか、あるいはこの説明でいいのかということにこだわりました。

それから、行政の方にもかなり辛口で言ったんですが、全体の素案の条例の文章の中にも非常に行



政言葉でわかりにくい言葉あるということをいろんなところで指摘させていただいて、私たち一般市民にもわかる言葉で文章をみんなで作っていきこうというところに素案のものを一体どれくらい変えていいのか、変えるあれが私たちにあるんだろうかということも随分議論した覚えがございます。そういう感じで全体を通して言葉だとか、そういうことにも一つ一つこだわりつつ作業を進めてまいりました。例えば幾つかこだわった部分がありますが、さっきお話ししましたように男女共同参画の細かい数字的なことはなかなか直接は得られませんでした、少なくとも女性の参画を後押しするような、そういう文章につくってほしいですとか、それからコミュニティ、柏崎には今まで柏崎方式と言われる公民館とコミュニティが共存しているようなずっとやり方でやってきた部分がありましたし、それから今でもそうですが、コミュニティと言うとどうしても、私は今 40 代ですが、私たちぐらゐの世代ですと、町内会、そしてもうちょっと小さい意味での地域、そういう地縁ですか、そういうイメージがどうしても私たちの世代からはぬぐえないんですが、この中でうたわれているコミュニティはそういうものではなくて、もっと幅広い、緩やかで、自由な、おらかな連帯、そういう意味にとらえていきこうと。ただ、委員の中にはそういうふうはこの文章でとらえられるんだというご意見もあるんですが、そうじゃなくてやっぱり今までのように地域の顔役がいて、そして私たちはものも言えない、そういうこともあるんじゃないかとか、いろんな率直な意見もございまして、この条項の中ではコミュニティはほんの一つの条項にはなっていますが、随分ここも何度も何度も話し合ったり、意見の交換をし合って、こういう文章に落ちついた経緯はございます。

それから、最後の方にも出てきますけれども、例えば住民投票につきましてももっと住民投票について具体的に年齢のことだとか、こういうときに住民投票していい、あるいは何人以上の賛成を得ただとか、そういう詳しいことも書くという案もございましたが、これぐらゐの文章にして、またそれはそれ別の条例を策定ということに、包括的な条例ということに落ちついたわけですが、そのようにして最初の予定を大幅に膨らませて、考えて、練って、練って、これでいいだろうかということころを皆さんですり合わせながら、そぎ落とすところはそぎ落として、でも必要のところは市の担当の方、伊藤さんの皆さんにはかなり苦労して作文していただいたと思います。議会に説明するときも、私たちの言葉にならなかった言葉、思いをぜひ説明のときにはそれを伝えてほしいと注文した覚えがございます。

ただ、私たちもこの審議会に参加して思いましたことは、一番私たちが辛口で言ったのは市民の私たちの責任もこれからは大事で、私たちもそれを意識しなければいけないけれども、市の行政の特に職員の方にはもっともっと研さんを積んでいただいて、意識改革をもっとしてほしいと。私たちが子供のとき、小中学校のころは、市の職員、公務員というのは公僕だと習ったんだけど、どうもそうでない、クエスチョンの方もいるんでないかとか、いろいろ言いましたし、それから例えば市議会の方の議員さんにも、私たちの学習会では毎年市議会を傍聴しているんですが、そのときも初めて傍聴したときはちょっと意外な、いろいろ細かいこと言うたあれですが、何かいろんな議員さんいるんだなという思いがありまして、それから毎年傍聴するようになりましてけれども、わかったこと、不思議に思ったこと、そしてちょっと不満に思うこととか、いろいろございました。そういう意味で議会の方にも責任を明確に伝えたいということで、そういう条項も盛り込まれております。

それと同時に、私たち一人一人もこれからはこの条例ができたことで自分たちの責任で、かたく言うと、私たちは、私なんかよく言ったんですが、市の方には全部これ何々しなければいけないで統一したらいいんじゃないかということで、最初の素案では多少ばらつきがありまして、市は何々しなければいけないではなくて、そういうもうちょっと違う表現があったんですが、すべて行政の方はしなければいけないにある程度統一させていただきましたし、私たちの方、市民の方も責任は求められますが、それと同時にすることができる、もちろん説明、いろんな責任を持ってやっていくということですが、意識としてはこの条例ができることで、私たちにはこういうことができるんだ。参加できるんだ。してもいいんだ。市の方には大変失礼ですが、マストで、私たちはキャン、メイだということをやったりしたんですが、それはもちろん私たちの思いの中ですけれども、そういう意味でこれが

らこの条例を広く皆さんに知っていただいて、そして私たち自身も使っていきたいなと思ってこの条例づくりにかかりました。

私なんかは、その後もいろんなまだ形になっていない環境共生公園、平成 18 年オープンなんですけども、まだできていない 3 年前から市民活動グループの里山公園を創る会というところで、まだ何もないところから、私なんかマイヘルメットを買って、里山で作業したり、枝打ちしたり、耕したり、そして整備したり、イベントを組んだりしています。そういうところでも、これは市民活動はこれからの市の方との共働、ともに働く、そして共生、一緒に生きていく、そして共創、ともにつくっていく、そのまちづくり基本条例の一つの例になるという気負いすら感じて今活動しています。ですから、これがこの間の市の正月の番組でも言ったんですけども、西洋で出る薬とは違って、あしたすぐこの条例ができたから、私たちの生活がよくなるということではないと思いますけど、5 年、10 年たって、ああ、この条例ができてよかったなと。漢方薬のようにじわじわと効いてきて、こういう条例が後押ししてくれるから、私たちは参加しやすくなったんだなということを市民の皆さんに感じてもらえたらなと思っています。そんなふうを感じながら、この条例づくりにかかりました。

以上ですが。

○野澤朗事務局次長 ありがとうございます。

それでは、今お二人から概要お話しいただきました。栗林さんの方のお話は、まさにみずからの参加を意識もしていられそうですし、今このような多分お話をふだんの生活の中で市民の一人一人にされているんだと思いますから、非常に自治基本条例、いわゆる市民参加のまちづくり基本条例の周知するお役目としても大変な役割を果たしているんだらうと思います。

私から幾つかお聞きした後、それぞれ委員さんからの質疑応答にさせていただきたいと思うんですけども、今回私どもは合併の中で自治基本条例を検討しているということの一つの中に、これから目指していくまちづくりの方向性をお互いに共通認識として持って、そしてそれを進めていく上でもお互いに共通の認識を持ちましょうと。そのために条例が必要ではないでしょうかという話をしているわけですが、その市民の人たちがお互いに共通の目的、共通意識を持つという意味からいって、この条例で、先ほど相当言葉にこだわられたというお話もありましたけれども、その辺で何か議論や検討で工夫されたり、経験上あったことをちょっとお話しただければと思いますが、いかがでしょうか。

栗林さん、どうでしょうか。

○栗林淳子元（仮称）柏崎市市民参加のまちづくり基本条例策定審議会委員 まず、条例がどうしても必要かということも、さっき市の立場からはそういうふうにお話があったんですけど、多分条例というのはこの基本条例がなくても、生活に困るものではないと思うんです。ほかのふだんもっと密着した環境条例だとか、千代田区で話題になったポイ捨て条例は必要があったから、生まれてきたと思うんですけど、それに比べてこの基本自治条例、まちづくり基本条例はなくても生活していける、あしたの生活には特に困らないだらうと思うんですが、ただ私たちも一主婦として、一母親として、あるいは一人の仕事をしている人間としても、いろんなところで、ああ、こうだったらいいなとか、不思議だなと思うこととか、それから子育てに対してこんなことがあったらいいなというところをもっと包括的、もっと大きな問題ですけど、そういうこんなまちだったらいいのにと疑問だとか、それからちょっとした、ささやかな不満だとか、そういうところを積み上げていくというのがこの条例に皆さんも多分、10 人の一人一人に聞いたわけでありませんが、そういう思いで出てきて、それを話し合っていたという感じがします。

○野澤朗事務局次長 ありがとうございます。

それでできたこの条例を今実際に手にとられてみて、一人の市民として確かに憲法だというお言葉もありましたけれども、今のお話の中には具体的に何か手だてがあるわけではないけども、住民の参加性が担保されとかという意味からいえば、何かツールであったりという面もあると思うんですが、その両面性をどのように自治基本条例でとらえていられそうですでしょうか。憲法という一つの理念的、概念的な面と、まちをつくっていくための道具としての面と、その 2 面からいかがでしょうか。

○栗林淳子元（仮称）柏崎市市民参加のまちづくり基本条例策定審議会委員 非常に難しいご質問だと思います。私たちここにいらっしゃる方は本当にそれぞれお仕事をされて社会で活躍されている方ばかりだと思うんですが、私は10年間近くは本当に子育てと、それから家業だけで過ごしてきました。ですから、そういう時期はほとんど社会とは隔絶しているようなじくじたる思いがありました。そういうときに、例えば相談する機関といってもなかなか当時は余り多くなかったような覚えがございます。でも、今柏崎は随分そういう相談機関もふえまして、その当時に比べると今子育てしやすいんじゃないかと実感することがあります。ですから、今の条例もまず精神をうたって、精神があって、こういう宣言をまずしたということで、このまちはこういうことに重点を置いていくんだ。先日も柏崎はまちの皆さんの満足度調査という市民調査がなされて、大体7割の市民の方が住みやすいまちだという、うれしい答えがあったようですが、行政の方は喜ぶと思いますが、その中でも認知されている上位の方にこのまちの基本条例のことが出ていたようです。ということは、市民の方ももしかしたら条例の中身についてはまだそんなに把握はしていないかもしれないけど、柏崎の市民はこのまちづくり基本条例というものを持ったんだというところに、まず自覚があるんでないか。自覚とともに、喜びもあると思います。そういうところがまずあって、そしてその上で、じゃ条例って何だろうと。もちろん昨年いろんな手法を使われて、広報かしわざきでも毎回説明がされていましたので、多分市民の中にも皆さん読んでいただいていると思うんですが、そういうところをそれぞれ見て、これなら自分でも何かこれができるんじゃないかなというところ、それから今実際活動している人の中には自分たちが活動しているといいんだという、そういう後押しになっているんじゃないかと私は思います。

私も自分自身が社会に出ていったときには、かなりおっかなびっくりでした。うちの中でもちょっといろいろ言われますし、社会に出ても普通の主婦が何を言っているんだと思われるんじゃないかという、そういうやっぱり及び腰。それから、一人ではそうですし、グループをつくらうとしてもやっぱりそうです。それから、今ささやかなグループでありますけど、NPOはまだとっていませんが、まなびすとin柏崎だとか、それから私今良寛関係だとか、いろんな10ぐらいでの活動でしょうか、かかわっていますけど、どの活動していてもごくごく民間的な組織は特に大きな支援があるわけでもなくて、いろんなお金的な面、そして会員集めの件、いろんな面で苦労しています。そういうときに、いや、積極的なそういう活動というのは市民のみんなにとっていいことなんだよとってくれるのがこの条例ではないかと私は思いたいです。そして、ツールということ言えば、個々の条文の中に罰則規定もありません。特にこうしなければという強いあれはありませんけれども、でもこの条文一つ一つがそれぞれの皆さんの立場でこの条文を有効に使おうというところになっていくんじゃないかなと。まだ具体的にこのツールを使ったから、得をしたという話はなかなか今聞こえませんが、今私NPOフォーラムとか、そういうところの学習会にも参加しています、このまちづくり基本条例についてこういう条例なんだよという機会があれば座談の中でも話していますが、そういう中でそれぞれの立場の中で使い方を考えていただくと、この条例の可能性というか、いろんなふうに使われていくという意味で楽しみもあるんじゃないかと思っています。

○野澤朗事務局次長 ありがとうございます。

ちょっと公の役所の立場でお聞きしたいんですが、いずれにしても住民の方も当然かかわられてつくりましたけども、策定の主体は市になるわけですが、検討の手順、ワークショップをおやりになって、庁内検討委員会をおやりになって、その後パブリックコメントというか、意見を聞き、市民に公表して審議会をおやりになった、そういうその順番とか、手続とか、検討の期間、長さ、委員の募り方等等で、何か今振り返ってよかった、もしくはこうしておけばよかったという先輩の市からのお話があれば、その点、策定の手法ということではいかがでしょうか。

○伊藤学柏崎市総合企画部企画政策課課長代理 なかなか条例をつくっていくのは、今までは行政が中心だったと思います。市民の皆さん方が条文を一つずつつくと、いうのはできないことだと思いますし、当市におきましても、条例につきましても行政当局、あるいは国からの出るようなものを見ながらつくって、あとは議会にかけて議決していただくというのが通例ではなかったかと思っています。今

回これつくるに当たりまして、長期発展計画の中に条例をつくと、うたい込みがあるというものとして、やっぱり市民との協働という言葉をやっている中で、行政主導ではいけないんじゃないかということの中から、まず市民の皆さん、俗に言うワークショップ形式で始めたのがきっかけでございました。単純にこれ自体がすぐ条文になると、実は私ワークショップのときには人事異動の前でいなかったもんですから、すぐ受けて、これがすぐ条文になって議会に上がるというふうに薄々感じておったんですが、ところがとんでもない世界でございまして、やはり手づくりの条例というのはなかなか言葉がなっていない部分も多い。そんなことで庁内の策定、役所の中の専門機関の法規専門を含めた人間も含めた中で、校正をかけながら時間をかけてやりました。それでも3カ月ぐらいということでございます。

ただ、市民参加といえども、柏崎ちょっとまだ非常に参加されているかなと思いながら、策定審議会の市民公募の皆さんを3名募集いたしました。全部で10名ということで、学校の先生2人、それから団体が4名、それから市民の方ということで考えておったんですけど、3名募集のところ4名しか来なかったということで、じゃ3名のうちから4名の1人だれ落とすかということで、作文書いていただいたんですけど、当ても公募委員内部選考規程というのはございませんで、すべての方、4名の方入れさせていただきながら、審議会の委員ということでさせていただいたと思います。実際に先ほど栗林さんの方から申しましたように、まちづくりに対する考え方、自治基本条例に対する考え方が非常にまた私たちの目線が全然違いまして、私たちが目指すのは市民参加のまちづくり基本条例といえども自治基本条例ということですよという話をしたんですけど、まちづくりという俗に言うハードの部分が中心になった部分ございまして、その目線に合わせるために三、四回ぐらい当初まちづくりという言葉の中の説明、論議に終始したということでございます。

それで、素案ができて、当然審議会に上げた中で、市民の皆さん方から、まだパブリックコメント制度できてはいなかったんですけど、パブリックコメント制度的なものということで、意見を聞くということで、ホームページ、それから各コミセン、柏崎に25のコミセンでございます。それから、図書館、それから市民プラザという市民の皆さん方がたくさん来られる場所に条例の素案等を置きまして、約1カ月間ご意見いただくということで手法をかけたわけなんですけども、残念ながら市民の方から意見は2件、2人、それから市議員の方から5人ということで、市会の5派、それからあと市の内部の職員から7名、その中に意見数多くありましたけども、非常になかなか市民からというのがなかったというのは非常に残念な結果でございました。

ただ、それを受けながら審議会の中で本当になって、この審議会のメンバー、行政が入っておりません。行政は事務局だけでございましたので、大学の先生2人、それから公募の市民の方4名、それから団体推薦。団体推薦といえども市民の方でございますんで、真剣になって、言葉一つずつとらえながら、正直な話、宿題を与えるような形で、毎回毎回宿題を与えて、これについてはどう思いますかということで、回答をやはり審議会の前に出してもらいまして、それで私ら取りまとめて、当日審議会のときに皆さん方のご意見はこうでしたと。その結果、どうやりますかと。当然少数意見も取り上げてもらうような形になったと思いますけども、そういう形で議論を重ねながら条文の作成を進めていったというような状況でございます。

流れ的には、一般的な行政の事務局サイドでいけばワークショップした。それから、当然庁内の策定委員会の中で法規専門の人間から手を加えてもらった。それで、素案ができたから、じゃ皆さん方に公表して意見をいただきますよ。その意見につきまして市民の皆さん方入って、審議会でもみましようという、それなりの手順を踏んだというふうに考えております。ただ、非常に時間が短かったということは否めません。たった20条の条文でございますけども、淡々と素案を公表したのが10月、それから審議会を開催したのが10月という中から、1月の末ぐらい、正直な話1月の末は約4カ月の間に実はこのもの自体を最後につくり上げたというのが実情でございました。議会の皆さん方もきょうご出席でございますが、ちょうど15年の4月、ことしの4月、議会議員さんの改選時でございます、行政側からしますと、非常に都合のいいスケジュールを組みまして、やっぱり現在説明されて

いる議員の方にご理解いただくのが一番と。正直な話、15年度へ入って再度延びた場合に、再度また一からご説明で、それがまた先に延びると、いついつまで策定するという事はなかったんですけど、やはり年度内ということで昨今の今ごろは議会に上げながら解説までつくるということで非常に大変な苦勞をしました。だから、本当は時間をかけてもう少し市民の皆さん方からお聞きすればよかったかなという気もあるんですけども、いろんな行政側の都合ということで短期間で最後ばたばたとした経緯があって、本当にこれでよかったかなと今自分自身では反省する部分もありますけども、もう少し市民の皆さん方の参画を得ればと思います。

それから、先ほどちょっと栗林さんの方からありましたけど、手前みそでございますけど、うちの方で総合計画の市民満足度調査ということでアンケート調査を実は市民参加の手法の一つということで昨年の9月ですか、させていただきまして、その結果がこの前出たばかりなんですけども、手前みそでございますけど、非常に満足度の高い施策としまして、市民参加と協働の推進がトップに満足度の中で上がってまいりました。市民参加を得ていない割には、この市民参加のまちづくり基本条例ということをも市民の方がある程度認知されているということ、中身につきましてはどのぐらいまでご理解されているかどうかと、ちょっと把握できませんけど、柏崎において市民参加のまちづくり基本条例が策定されておりまして、その市民とともに協働と推進がトップということはある程度柏崎市の姿勢が見えているんだなというふうなことを感じる次第でございます。

以上でございます。

○野澤朗事務局次長 ありがとうございます。

条例の検討から13年2月から議会でご説明終わられるまで2年かかっておられるわけですが、それでも後半は時間がなかったというようなお話もございました。

それでは、そろそろ委員の皆様からのご質問にも移らせていただきたいと思いますところでございますが、ちょっと一つだけもう一回確認をさせていただきたい点といたしまして、私どもは今回合併ということを通して自治基本条例というのを検討しているわけですが、柏崎さんの場合は先にこの条例があって、その条例を持っていらっしゃる柏崎さんに町、村の皆様方と合併をされるということになっております。この辺相手方の町村の住民の方のこの条例に対する理解度、またご説明の考え方、それから新しい仕組みとして多分地域自治組織なり地域審議会が入ってくるとした場合に、その辺の自治の考え方と今定められた自治基本条例の内容と、今後必要であれば見直し等があるのかどうかというところ、今触れられる点で結構ですので、ちょっと行政側からお答えいただければと。

○伊藤学柏崎市総合企画部企画政策課課長代理 柏崎におきましては、今法定協議会が進んでおりまして、柏崎市と、それから高柳町と西山町と1市2町、当初刈羽村が入ってございましたが、任意協のとき入っておったんですが、法定協におきまして刈羽村が抜けたということで、1市2町で合併ということで、この6日の日が最後の法定協になるんじゃないかというふうに算段しております。その段階で、皆様方ご存じだと思いますが、新市建設計画つくる中でその新市建設計画の中にうたい込みをしております市民参加の協働によりますまちづくりということで、柏崎市市民参加のまちづくり基本条例に基づきという言葉も中に入り込んでおります。そんなことから、編入合併ということになりますので、この条例につきましてはそのまま引き継いでいるということでございます。

それから、地域自治組織、懇談会等、今いろいろどういう形で作るかというのは、また協議している状況でございますけども、それぞれの町がいわゆる自分たちで頑張っていくんだと。自分たちでまちづくりしていくんだということも一つのまちづくりだと思いますので、柏崎市といえども自治組織の中で頑張ってもらえる、特に高柳町については特異な手法におきましてまちづくりを進めております。地域のために動いている部分でございますので、そのものについてはやはり大事にしていかなきゃいけないなと思っています。ただ、その部分についていかにお金かけるかどうかは別だと思います。

それから、もう一つ、柏崎のコミュニティ施策ということで25のコミュニティがございますけど、それぞれ各コミュニティ、小学校単位になるわけです。大体コミュニティでございますけど、その中で

それぞれ地域の計画づくりを進めながら、その計画に対して行政側が援助する部分を少しやろうということで昨年度から計画づくりを策定を進めておりますので、そんなことも一つの地域のまちづくりが進んでいるんじゃないかというふうに考えております。

○野澤朗事務局次長 ありがとうございます。

今最初のご説明から私がお聞きをした内容も含めて条例の概観、概要、それからなぜ条例が必要だったかということについては行政側と市民の方の2面のお答えもございました。それから、苦労したお話も双方からお聞きもしました。市民にとってまちづくり基本条例、自治基本条例はどうか、どう受けとめているのかということのも実体験の中で栗林さんからもお話ありましたし、誇りを持ったというようなお話で、制定して変わったこと、直接的に、具体的にというのはこれからだろうけど、確かに持ったという実感と変化はあるというお話もございました。一番難しくて、本来聞くべきなのは、まちづくり基本条例は自治のまち、柏崎をつくるために制定されたという位置づけをはっきり書いてあります。そうすると、自治とはどういうふうにお考えでしょうかというふうにお聞きすべきなんですけど、これなかなか難しいご質問ですし、意地悪になってしまいますので、ここはきょう、今私からはお聞きしないことにしまして、皆様の方で素朴なご質問として、自治とはどうお考えでしょうかというご質問はあってもよろしいかと思いますが、私からはちょっと控えさせていただきたいと思います。

---

○

## 2 質疑応答（意見交換）

○野澤朗事務局次長 それでは、大体1時間ぐらいを説明時間と考えておりましたので、おおむねやりとりも含めて1時間たったわけでございます。この柏崎のまちづくりの基本条例につきましては、名称は市民参加のまちづくり基本条例ですが、これ今までもご説明ありましたとおり間違いなく自治基本条例ということで検討も策定もされておられたところでございます。橋爪委員がおられる吉川町におかれては、議員提案という形でやってこられましたし、こちらは市民のワークショップから立ち上がって、最終的には市長提案でも、手法は違っておりますけども、そういう形でございます。条文につきましては、早い先からお配りもしてございました。その内容、それからきょうお話を伺った行政側のお立場での説明、それからまさに市民としての実感的なご説明ございました。どうぞ皆様方、ご質問、ご意見、大いにお出しいただきまして、これからの時間、皆様方にお使いいただきたいと思っております。私からは、こちらから恐縮でございますが、挙手をいただければ、かけさせていただきます。ぐるりというのは大変だと思っておりますので、ご質問のある方は挙手をよろしく願いいたします。どうぞ。

じゃ、村山委員、どうぞ。

○村山尚祥委員 大潟町の村山といいます。本当に条例を制定されたことについて非常に評価したいと思っております。ただ、本当に率直に意見ということでお許しいただきたければ、正直言ってこの条例案を見たときに、先ほど栗林さん言ったけど、これが即、じゃ何か効果あるのかということを見たときに、単純な思いですれば即効果とかでなくて、言ってみれば本当に理念条例、当たり前のこと書いてあると言っては失礼ですけど、そう受けとめました。先ほど説明いただいた資料のめくったところの条例の性格というところでの2段目に、柏崎市の組織運営に関する基本的事項を網羅したと書いてあるんですが、正直言って私にはそういうふうを受けとめられなかったということが一つ。そういう意味では憲法という性格なんだけども、果たして憲法というものは、じゃ何かと、実は私この小委員会の席でも発言させてもらっているんですが、そういう意味からいえば、いわゆるまちづくりということに限られた条例に近いんじゃないかと。ちょっと辛口で申しわけないです。私はそういう印象を持ったということでは、いわゆる自治基本という条例ということの違いというものについてはどう認識されているか伺いたいと思う。長くなりゃいけないんで、後でまた時間あればお伺いしたいです。はっきり言って、大潟町では実は同じように議会が議員発議で審議してきて、実はさっき言われましたように昨年選挙のために一度廃案になって、その後この合併協議に参加するために、今こっち優先してい

るために、今ないんですけども、私ども目指した条例の中では同じ情報公開にしても、市民の投票条例にしても、制度として設けるといふ表現まで踏み込んで、同じものでも、ただ言葉でなくて、そのことが保障される文言にまで踏み込んだ経過があるんですけども、その辺を含めて理念的なものだけでなく、いわゆるこれだけのうたい上げた中身がどう保障されて、どう生きていくかという部分について、本当率直に言わせてもらえば私にはまだ印象はこないんですが、その辺どうお考えでございましたか。はっきり言って自治基本という意味と本当の意味のコミュニティ、まちづくりからいえば、私はまちづくりの部分的条例に近いんじゃないかという、はっきり言って率直な印象なんです、その辺いかがでしょうか。

○野澤朗事務局次長　ちょっといきなり辛口な質問で進行しにくいんですけども、ただ整理しますと条例のありようといましようか、構成のあり方として私ども今までちょっと検討していたのがあります。理念として条例を定めて実際の規定、手順はそれぞれ個別条例にゆだねるという方法があると。それから、今村山委員がおっしゃったようにこの中ですべて決めるということもあるというのも一つありました。そんな観点からのご質問だと思ひまして、これちょっと行政の伊藤さん、まず一つは理念条例に特化したかどうかということが一つで、あとは個別条例でつくっていく、その担保があるかということなんです、私はさっき栗林さんおっしゃったように行政はマストで書きました。ですから、多分市民側で参加された方はここに書かれているのが、ねばならないですから、できるものだと信じておつくりになっていると思うんで、これはご質問する必要はないと思うんですけど、受け取る行政側はそのようなお気持ちをマストで書かれたことに、そう思っているとお答えになれば村山さんのご疑問は消えてしまうんですが、いかがでしょうか。

○伊藤学柏崎市総合企画部企画政策課課長代理　評価していただいたことまでは非常にありがたかったです、その後突然解説と条例の中身が違うんじゃないかと、私今ちょっとどきとした部分がございます。いろいろ解説がなかなか変わってなくて、この中身が、条文が変わった部分がございます、そのまま残っている部分がありまして、私今ちょっと正直な話どきとしまして、組織運営に関することはどこに書いてあったかなと思って今見ましたら、16条第2項で市民にわかりやすく、簡素で機能的なもの、これじゃ基本的なことじゃないです。ということで、これで逃げさせていただきたいと思ひます。本当にこれ自体基本理念という形で考えさせていただきました。当時文章の語尾つくっているときに、私気づかなかった部分があったんです。先ほど栗林さんの方で申しましたが、市は努めなければならないという、自然にこういう言葉使っていたつもりはなかったんですけども、栗林さんの方が非常に気づいていただきまして、行政側は確かにねばならない、マストということで、市民に対しては努めるものという、こういう言葉使いながら動いたということは、非常にいつの間になってしまったというのが実情でございます。

それで、確かに憲法といいながら、じゃ何が憲法だと言われてしまった。ただ最高規範性ということで述べているだけでありまして、先ほどちょっと事務局の方からありましたとおり、この下に個別条例をつくっていくものだというふうにご考慮しておりまして、これいわゆる三角形の最高の頂点であり、その下にそれぞれの条例は受ける。その中に、当然権利義務という条例もあるかと思ひます。あくまでもこの憲法につきましては権利義務はないということで考えさせていただきました、その下における個別条例の中でつくっていくということで、今男女共同参画条例をつくらうということで、また栗林さんも中心になって動いておりますし、環境基本条例等でございますし、ほかの個別条例等もございまして、その中で受けていきたいというふうにご思ひます。

それから、どちらかという、まちづくり条例に近いというお言葉があるかと思ひますが、なかなか自治基本条例がこういうものであるというフォーマットされたものはないかと思ひます。こちらの事務局さんの方でつくられている例示も私見させていただきましたけど、柏崎ちょっと丸が少なかったなという部分がございます、それはそれぞれのとりようになるんじゃないかと思ひます。もう少しいろんな部分を盛り込めばよかったですかと思ひますが、これに対して不足の部分についてはやはり個別条例の対応が必要じゃないかなということで、私たちはまちづくり条例、いわゆる都市計画分野



じゃないまちづくり条例じゃなくて自治基本条例。どちらかという、今進んでいるのは市民参加条例に近いものになっているかもしれません。私たち実効性のあるもので事務局が進んでいるものにつきましては、市民参加を得るための手法をどうしようかということに取り組んでいるものですから、そっちの方に少し特化する部分があるかと思いますが、もう少し進んで一つ一つ条文の中で、じゃこれをどういうふうに取り込んでいったらいいかなというのはこれからの研究課題だというふうに考えております。ちょっとお答えにならない部分ございましたら申しわけありません。

○野澤朗事務局次長 助け船を出すとすれば、行政がマストとなっているところはこれからやっていきますということでしょうし、そのやっていくかどうかというのを市民のキャンとかメイで見ていくというふうに解釈をすれば、全体で柏崎市のあるべき姿が一つは描かれているのかなという気はするわけですが、ただ一つはっきりしたのは、これは理念的な上位条例をとって、個別条例であるという条例体系は意識されたというお答えでございました。

村山委員、よろしいでしょうか。

○村山尚祥委員 はい。

○野澤朗事務局次長 じゃ、井部委員、お願いします。

○井部辰男委員 私は今この条例を一読させていただきまして率直に申し上げますと、非常にわかりやすいというふうに感じています。

それと、もう一つは最初に前文で市の最高法規であるということを明示している。そして、条例の理念的なことの最初に市民参加をうたい上げているということが非常にいいだろうというふうに思いますし、協働のまちづくりにおいて、それを進めていくに当たっては行政、議会、それから住民、それらすべての役割と責任をこの条例の中には明確にうたっていると。こういうところについては、非常に私は参考になりました。ただ、先ほども栗林さん言われますように、具体的にこの条例をどういうふうに生かしていくか。まだ制定されて間もないですから、成果が出るわけでないんですが、そこら辺のお取り組みについてはいかがでしょうかということをお聞きしたいと思います。どうでしょう。

○野澤朗事務局次長 それじゃ、栗林さん、今ご質問ですので、今後どう生かしたいかということと、できたらさっき言葉遣い、かなり議論があったというお話もあって、今井部委員からわかりやすいというお話もいただきました。そこら辺の言葉、先ほどは方言ということも含めての14の市町村が集まったときに、方言一つ違う人たちが同じ言葉であらわすのというのは、まずそこから入った方がいいんじゃないですかというアドバイスもあったんですけども、そんなことも含めて今のご質問にお願いいたします。

○栗林淳子元(仮称) 柏崎市市民参加のまちづくり基本条例策定審議会委員 難しいご質問でお答えになるかどうかわかりませんが、確かにこの宣言があったからといって、私の日々の生活でなかなかそれを皆さんにお伝えとか、それから皆さんでこれを討論する場はありそうでないんですけども、でもさっきもお話ししましたが、本当に今自分、私ができる場所は、今私がかかわっているのは教育、青少年育成、それから柏崎の誇りである貞心さんを通じた文化、それから観光レクリエーション関係もやっていますし、それから里山公園ですとか、10から15ぐらいの活動に役員もやったり、かかわったりしている中で、その中でさらにそこで出会った人に口コミで、女性は口コミが非常に上手ですから口コミ、そして行動を通してこういうことなんだよというのが目で見て皆さんにわかっていただけたらということで、お声さえかかれば、私は本当に皆さんによく言うんですけど、断り下手の頼み下手で、頼まれれば、はいと言ってつい返事してしまいますし、逆に人をお願いするのは下手なんですけど、そういうところで直接自治とか、まちづくりという言葉は使わないにしても、そういうことがかかわっていくということを行って示したいと思っています。それで、私が出会った人はおかげさまで今までやってきた中で本当に交流が広がりまして、その交流を通して、またさらに違う人ともつながっていますので、そのつながりを輪を広げていく、そういうところでしか市民から出ていくまちづくりってできないんじゃないかと思います。もちろん議会だとか、行政がおぜん立てしてくれるのは



簡単だと思うんですけど、私たち一人一人ごくごく普通の市民、ごくごく普通の主婦がつながって、それからまちのことを考えていくにはそれしかないんじゃないかと。口コミと行動と話、ということで、ふだん私は考えています。

それから、言葉です。言葉は、さっきもお話ししましたように三人集まれば文殊の知恵なんだけども、逆に言えば3人集まればまず仲たがいが始まったり、3人兄弟になると社会が生まれるといいますけど、それだけけんかも生まれるし、そこから生まれるものもあると思います。10人になれば10人のまたよさと難しさがあるし、14市町村ということになれば、またさらにいろんな難しさもあると思いますが、また逆に言えば幅の広さも出てくると思います。その幅の広さから出てくる大きさというのは大変大切だと思います。本当に小さいところは、こだわるところはたくさんあるでしょうし、違いもたくさんあると思うんですけど、その違いからどうやってそれぞれが納得して、それはそうだねと言えるようになるかという、その過程が大事ではないかと思しますので、それはそれなりの難しさもあるかと思いますが、楽しさもあるということで、そういう意味での共通言語として、さっきお褒めいただいたと思うんですが、もしかしたら底は浅そうに見えるかもしれないけど、あえてわかりやすさということで、だれでもまずわかるということは、例えばパソコンでもマイクロソフトのあれが95が出て非常に多くの人を使う。私もあれで使うようになったんですけど、あれがなければあんなに広がらなかったと思うんです。まず、そこからが出发点ではないかと。そこから細分化したり、それからシンカさせていく、進んでいく方の進化と深めていく方の深化はそれぞれ使う人のやり方次第ではないかと思っています。

○野澤朗事務局次長 加えるコメントはございません。

ご質問どうぞ。

井部さん、じゃもう一度。

○井部辰男委員 今申し上げましたのは、条例というのは、どちらかという名前を聞いただけでみんなかたいと。そして、役所で作るのはみんなかたいんだと。こういう中であって、こういうふうに明確にわかりやすくつくられたというのは、私は非常に高い評価をしたいというふうに思うんです。ただ、後段お聞きしたのは第3次総合計画を発端にして、そしてこういう地方分権社会の中におけるこれからの協働のまちづくりという、そういう発想の中で何年かかけてつくられたんですが、そのつくられた過程というのは本当に柏崎市民の皆さんがこぞって、じゃまちづくり条例をつくるかと、こういうような状況じゃなかったと。言うならば、公募をとってみても何人の方しかない中で作り上げられてこられたという、そういう経過があっただけに、これだけいいものがつくられたんだけど、本当にそれぞれ幅広い市民の中にこれがどう生かされていくのがどうなのかというのを聞きたかったわけでありまして、直接に制定に携われたわけでありまして、ぜひこれを市民の中の、市民のものとしていくには今言われたようなことが必要なんだなというのを感じましたので、質問させていただいたところでございます。

○野澤朗事務局次長 いかがでしょうか。

小池委員、どうぞ。

○小池吉則委員 大潟町の小池ですが、今井部さんの方からつくられた条例についてこれからどう生かすかということで答えていただいた内容について私も十分理解できましたし、私たちもそのような条例をつくらせてもらいたいと、こういうふうに考えますが、私はこの条例を制定するまでの経過の中で住民の皆さんがどんな形で参加をされてきたのか、その辺についてお尋ねをしたいというふうに思うんですが、これあくまでも市民の参加条例でありますから、条例を制定する、この過程で市民がいかに多く参加したかということが、この過程というのが大変大事だというふうに私は思うんですが、説明の中で地域の懇談会を12回ほどやられたということでありまして、この懇談会に市民がどの程度参加されているのか。

それから、もう一つは市民に素案を配布して意見を賜ったということでありまして、この意見を言われた皆さんは市民が2名、それから市議会の皆さんが5名ということでございますけど、私も

ひっくるめてそうなんです、意見を言うとするれば、この条例が完璧であるか、あるいはこの条例の内容を理解していないか、どちらかというふうに思うんですが、言われたとおり市民の皆さんに提示をして、これだけの人数というのは私も寂しい限りだなという、そんな気がするんですが、そんなところで行政側で条例を市民の皆さんが十分理解されてのこういう結果だったと理解されているか、あるいは条例自体が非のつけどころがないということで意見が、提案がなかったのかどうか、その辺をどう判断されているか。これだけ立派な条例をつくられてきたんですから、最後に反省点もひっくるめて、今後こういう過程で市民をどう参加させるか、させる方法論があったら教えていただきたい。これは、つくられた反省を含めてお聞かせをいただければ幸いです。

以上ですが。

○野澤朗事務局次長 ありがとうございます。

じゃ、行政側でよろしいでしょうか。

○伊藤学柏崎市総合企画部企画政策課課長代理 非常に痛いところ突かれておりまして、市民参加といえども、先ほど説明しましたけど、市民の参加が非常に少なかったというのが実態でございます。かといって、私たちが広報活動を怠ったわけではございません。いろんな手法、当然皆さん方もあると思いますが、広報紙使いながら市民の方募集いたしましたし、地元の放送局もありますので、募集したりなんかしておりますけども、やはりなかなかこの条例自体の参加するというのが難しかったんじゃないかというふうには思われました。その中でもやはり市民3名応募した中で4名来ていただいたということは非常に私たちうれしかったことと思っておりますし、なおかつ先ほどの井部委員さんのこともありましたけど、非常にわかりやすい言葉ということで、これ先ほど栗林さんもおっしゃるとおり、なかなか言葉一つずつとらえながら、実は行政側についてきたものでございます。極端な話、行政側がつくった言葉の中で、最初市と市民という言葉は何げなく使っておりました。それは市民でなくて行政側じゃないのということで、その言葉何カ所か出てくるんですけど、市民と市ということでひっくり返しました。これ自体は非常に行政のおごりだというふうに思っておりまして、何げなく行政サイドにいきますと、市と市民という言葉を使いました。

それから、公表したときの意見が少なかったということでございますけど、なかなか条例の素案を出し、それから解説を出しましたけども、理念条例ということで難しい部分があったんじゃないかというふうに今反省しております。一般の市民の方が条例のこの部分がおかしいとかいうことは難しいんじゃないかということもありますけども、やはり市民の皆さん方の意見を聞きたかったということで素案で提案させていただきました。当初素案の中に議会の責務はございませんでした。行政側がある程度中心になってつくって素案を出しましたので、議会に対する責務については出すのはおこがましいんじゃないかと。実は、ワークショップの段階ではあったんですけども、庁内の検討委員会の中では議会については議員さんの方から出していただきたいと。ちょっと逃げがあったんですけども、そんなことで議員さんの方からもいわゆる議会、当然行政があって、市民があって、議会があるわけだから、議会はどうかということで、その5派の団体の中から議会を出しなさいということでございました。

この条例自体は、私たち完璧ではないと思っております。素案の段階では当然完璧、素案の段階と、それから最終的な取りまとめ、それから途中の審議会の中の条例の条文とはすごく変わっております。そのたびに、議論するたびに変わっております。前後関係がひっくり返ったり、それから言葉のけつが変わったりということで非常に変わっております。ただ、その過程の中でやはりやわらかい言葉、言いわけでございませんですけど、私法律の専門家ではございませんし、私が大体取りまとめた人間でございますので、優柔不断なところもございまして、そういえばそういう言葉でよろしいのかなということで、割と丸い言葉にかえた部分というのはあるかと思えます。そういうことで、完璧ではなかったかもしれませんが、市民の皆さん方もなかなかこの条例に自分が書き出すというのは難しかったんじゃないかというふうに感じている次第でございますけども、この審議会の中で本当に委員の皆さん方とやりとりする中で言葉が出てきたというふう実感しております。

それから、12回の懇談会なんですけど、実は条例策定後1年に1回市長が地区に出向きまして懇談会開いております。いわゆる行政の立場から地元の方のご意見聞く機会がございましたので、その機会の一端としまして市民参加のまちづくり基本条例ができましたということで、このパンフレットありますけど、これに基づきまして皆さん方に条例の内容を説明したということでございまして、参加と言えば地区の町内会長、あるいは役員の方、それから一般市民ということで各場に出向いております、ご説明はしたつもりだったんですけど、なかなか理念条例的なものが多いということで余り質問はなく、淡々と受けとめられ、実際の懇談会の席ではやはり自分たち、地元、目の前に迫っていることの話が中心だったというふうに聞いていることとございまして。

それから、つくった反省点ということで、市民の参加をさせる方法ということでございまして、いわゆるこの中では市民参加のまちづくりの中で13条で市の役割ということがございまして、その中で市民が広く参加の機会を確保ということで先ほどちょっと申し上げましたけど、このまちづくり基本条例の施行と同時にパブリックコメント手続をつくったと。あくまでも一つの手法ということで、この条例の中の一条をとりながら一つの手法を示したということでございまして。ただ、これにおきまして市民の方もまだ浸透されていない部分がございます。ただ、行政は非常に浸透しております。パブリックコメントの要綱の中では主ないわゆる条例、金銭に伴う条例、それから市のこれから施策、基本的な計画ということと、それから実施機関が認めるものということで書いたわけなんですけど、ところが担当課にすれば何でもパブリックコメントとろうということで、実は私が想像していない案件まで10月から今回で4件ほど案件ございまして、当初この10月にできて1件ぐらいかなと思ったんですけども、4件ということで担当課の方で市民に対して広く自分たちの考え方を表そうということで意見をとっているということで、その職員に対しては意識改革がなされておるといふふうに感じております。

以上でございます。

○野澤朗事務局次長 ありがとうございます。

ちなみに、上越市の場合ですと、今回総合計画は公募委員でゼロからつくったりということで相当公募というのが広がっています。今審議会、市長の附属機関と地域協議会のところでも議論していますが、そここのところの規定でも全部または一部を公募により選びなさいというような規定も入ってまして、今お話もありましたけども、まず枠をつくって公募を呼びかけていくところから、そういう積み重ねの中で皆さんからご参加いただけるようになるのかなというふうに、今お話を伺っていて同じように感想を持ったところでございます。

小池さん、まだございますか。どうぞ。

○小池吉則委員 私もそうなんですけど、文章で活字にして住民の皆さんに配れば、出した方は読んだものと、理解しているものというふうに判断しやすいんですが、実際にはどちらかというと、紙くず箱の中にほうり込まれる方が多くて、それほど住民の皆さんが関心を示さないというのは絶対だということに思うんですが、そんなことでそういう人たちを行政に参加させるための条例だということになれば鶏が先か、卵が先かになってしまうんですけども、ただ先進地としてそれらのことをどのようにPRされて、少しでも住民の参加を促す方法として有効な手だてがあったとすれば教えていただきたいと、こういうふうに思ったわけですが、説明でおよそのことはわかりましたが、ありがとうございました。

○野澤朗事務局次長 そのほかいかがでしょうか。せっかくの機会でございます。

橋爪さん、どうぞ。

○橋爪法一委員 吉川町の橋爪です。先ほど私のホームページ読んでくださっているというので、ありがとうございます。実は私の妻は柏崎、軽井川からもらいまして、かなり柏崎の女性はきついなと思ったんですけども、きょう栗林さんに会ってみて、ちょっと違うのかなと安心しました。

ちょっとお話しさせてもらいたいのは議会の規定なんです。私も実は策定の段階ではニセコのホームページとともに柏崎市のホームページずっと読ませていただきまして、素案については随分参考に

させていただきました。多分これうちのまねをしたんじゃないかなんていうところもお感じになっていると思いますけども、参考にさせていただきました。議会の規定が載っているのはこの小委員会でこの資料が配られて初めて知ったんですが、こういう規定だったら、うちもそっくりまねればよかったと思うぐらい非常にいい規定だと思います。私ども今実際施行されて、町民の皆さん方にこれからどう対応していくかということを考えたときに、情報の共有というところは非常に難しいなというのが今感じているんです。先ほど小池さんでしょうか。チラシなかなか読まれない。今合併の問題ということで、それこそ町の将来にかかわる大問題なんですけども、町の広報にしましても、合併協議会の便りにしましても、それから先般私ども議会で集落回りましたが、議会で作ったパンフレットもあまり読まれていないということなんです。やはり情報をどういうふうに共有するかという点でいろんな努力をしていかなきゃならないと思うんですけども、その一つとしてやっぱり議会が果たす役割というのが私は大事ではないかと思っています。私どもの町の条例では行政と住民、それから議会というところを特に強調してありますけども、今回も49カ所の集落の懇談会やりまして711人集まってくれました。恐らく上越の説明会並みの人数集まってくれたんじゃないかと思っていますけども、いろんな質問出ます。私もふだんは質問する側なんですけども、今回はずっと答弁する側で、それこそ汗をかいて答弁をさせていただきましたけども、一つ一つの言葉、それから決めたことをわかっていただくというのは大変だということがよくわかりましたし、ちょっと取りとめない話になって申しわけないんですけども、柏崎の条例ではその議会の皆さん方が条例制定を受けて、情報共有という点でどんな工夫をされておられるのかということをちょっとご紹介いただければありがたいと思います。

○野澤朗事務局次長 ちょっと難しい質問だと思いますけど、伊藤さんお話しただいて、栗林さんからはそのことと同時にこの条例ができたことも含めて、議会に何かご意見や、ご期待することや、条例の制定を通じた中で感じられたことがあれば。先に栗林さんの方から感想お話しただく間に、伊藤さんからちょっと答弁考えていただいて。

○栗林淳子元（仮称）柏崎市市民参加のまちづくり基本条例策定審議会委員 今情報の共有とか、情報をどういうふうに周知とか、認知というのが非常に難しいと本当に思います。行政の方だけでなく、私なんか仕事も寺でするので、それこそそういう機関紙というのはごみ箱に行くか、上に上げられてしまうか、どちらかだと思いますので、なかなかそれを読んで、手にしてもらって、理解してもらおうというのは大変だったと思います。ただ、最近も話題になったんですが、若い人は夜でも、昼でも、そういう住民の今懇談会あったと言いますけど、ある意見がありまして、そういう地域の懇談会には若い人はなかなか時間的に行けないことが多いと。したがって、今若い人の使うツールであるインターネットでそういうのをつくるべきだという意見を言っていた人いましたけど、実際私も議員さんが開いているホームページなんか時々ぞいたりするんですけども、そういうところには本当に若い人が自由に、過激なぐらいに意見を交換しているんです。ですから、情報の共有というのは本当に世代によって違うんじゃないかと、その情報の活用、取り入れ方がジェネレーションギャップを非常に感じます。私より上の世代の方はそういうことは無理でしょうから、ここでさっきも言った口コミ、そして出かけて行って聞けない人は外から、人から直接聞くのが一番だと思いますし、若い人にはそういう伝え方、あるいは意見の取り入れ方が有効ではないかと思っています。

それから、議会の責務ということも私たちが非常にこだわった一つとして、私たちが市民の権利とか、そういうものを委託しているんだから、委託された重さというのを感じてほしいということで、非常にこの部分については委員の中も割合共通して、これは余り大きく分かれるということではなく、ぜひ求めたいということで、逆に市民だから、言えんじゃないかと思っています。さっきも伊藤さんは行政の庁内の中ではちょっと遠慮したということありますけども、私たち市民は別にそれで何か困ることもないし、利益を得ることもないんで、そういう関係はありませんので、だから議会の議員の人の責務をちゃんと明文化しましょうと言える逆に自由さがあったと思いますので、そういう意味で入れさせていただきます。

○伊藤学柏崎市総合企画部企画政策課課長代理 難しい質問でございまして、まずこの議会の責務につ

きましては自治法に載っている淡々としたものをうたった中で市民に開かれた議会、そうすることによって情報の提供がまず議会からできるんじゃないかというふうに考えた中で開かれたものということにさせていただきました。

まず、きょうは感想、個人的な話で申しわけありませんけど、まず行政側にいますと、なかなか議員さんには情報を出さない部分が多いです。今も一般質問がありますけど、なかなか資料を出さないで隠しながらという部分がありますけども、これはちょっと一昔前までかなというふうにあります。今議員さんの中でも、いろんな新しい仕事に対しても資料をよこさないようにできておるつもりでございます。それによって、議員さんの方からも市民の皆さん方にも情報を出していけるということになるんじゃないかというふうに考えておりました、それこそ市と議員さん、あるいは市と市民、議員さんと市民ということで、お互いに持っているものを平たく出すというのが一番かなと思っています。特に橋爪議員さんにおかれましてはホームページづくられているということでして、自分の考えをすべて述べられているということは自分自身の考えが出ているということで、非常に私たち頼もしいものだなというふうに考えております。そんなことから、少しずつ私たちも出してありますし、市民の方の求めに対して応じているというふうに考えております。

ちょっと蛇足で申しわけありません。ちょっと委員さんからありましたけど、この条文、昨年4月20日に全戸配布しました。3万部なんですけども、当時は色つきで、うちもなかなか金がないものですから、手作業でこれ全戸配布いたしました。蛇足で悪いんですけど、これは私の1年間の集大成でございます、当日我が家に帰りまして、おい、母ちゃん、これ読んだかと言ったら、だれも市民の方こんな読まないわよと言われまして、非常にショックを感じておる次第でございます、それ以降広報の中通じまして市民の皆さん方に周知するというので、1カ月に2回出ますが、この中で条文の解説を7回ほどさせていただきます、いわゆる市民モニター、市政モニターの方からも非常に解説についてはよかったというご意見もいただいております。蛇足でございます。

○野澤朗事務局次長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございますでしょうか。いずれにいたしましても、条例をつくるのが目的というよりも、条例をつくった後のまちづくりがあって、そこに向かって条例をおつくりになったわけで、あらゆる意味でこれ今スタートしたり、スタートする準備運動されている中できょうのご説明でございましたので、これはどうだと聞かれて、はい、はいと言えるところまでお互いまだ熟していない面もおありかと思えます。せっかくの機会でございますし、もしあればもう1点ぐらいと思っておりますが、いかがですか。

塚田さん、どうぞ。

○塚田新平委員 名立町の塚田ですが、今栗林さんの話を聞きながら、私もこの自治基本法というものは初めて合併の中に入って聞きまして、今までは全然わからなかったんで、3回目もまるっきりしゃべらないでずっと聞き通してきたんですが、私はまだ合併するまで名立町の町民ですので、まだ上越市の基本条例と聞いてもなかなかぴんとこない中で参画させてもらって、きょう初めて栗林さんの話聞きながら市民参加ということで考えたときに、これは合併して、上越市とって、書いてみて初めて市民になったのかなという感じが非常に強くきょう感じました。そうすると、これは自治基本法はこれから合併して、煮詰めて、お互いに勉強しながらつくっていった方が一番いいのかなというふうに今感じております。そういう中で私はこれから何回かこういう会合に出させていただきますが、私も勉強しながら、ひとつ市民と、そうなったときに初めて条例を制定させてもらったり、また決めさせてもらって、よりよい上越市にさせていただきたいと。今はお互いに14市町村ですので、非常に自分のところが何とかお金を持ってきてもらえるとか、いっぱい来ないかというような格好で、町民のために頑張らなきゃならんというところがいっぱい、まだ自治基本法というところまでなかなかないものが町へ帰るとたくさん耳に入りますので、その辺を含めて合併して平成17年の1月1日を過ぎてからこの辺を一緒にまたもう一回再確認しながら勉強させていただければということで、ご

意見というか、希望といいますか、自分の考え方をちょっと話させていただきました。どうもありがとうございました。

○野澤朗事務局次長 きょうの参加のご感想をいただきました。

どうぞ。

○秦野兵司委員 私も同じ名立なんで、ちょっと補足になると思いますが、結局今うちの塚田さんも言われたように 14 カ市町村でおのこの歴史も違うし、規模も違うし、しかもこれからつくりうということでございますので、新聞紙上等を見られて、上越の構想については柏崎さんの方でもよくご理解があると思いますが、私は基本的にはここは基本構想といいます、ランドデザインといいます、それを中心にして本当の基本をつくるよりしようがないんじゃないかと。それで、最後は実施になってきてから逐次整備をしていくというよりしようがない。これから素案をつくって、各地区へ回って説明をする、情報を集める方法もないわけでございますので、そういう場合には経験から見てどういうふうに組んでいったらいいか。今までずっと柏崎は長い歴史のあるところと、ここは新たなものつくるもんだから、こういうものつくり方についてはどういう考え方あるかご指導願えればありがたい、こう思う。

○野澤朗事務局次長 じゃ、栗林さん、住民の視点から、合併してからつくるという、今回の合併する前にもつくるかもしれないし、その辺難しい、私の立場では何とも申し上げられませんが、合併の議論を通じて自治基本条例をつくりようとしているときの考え方、アプローチとしてつくっていただいた先輩から見て、今お話あったように例えば合併をして同じ市民になってからというのもいいでしょうし、つくりながら合併するというのもいいでしょうしというお話ありました。全然責任持たないで結構なコメントですので、コメントいただければと思います。

○栗林淳子元（仮称）柏崎市市民参加のまちづくり基本条例策定審議会委員 私は、どちらがいいということは本当にお答えできる問題ではないですので、卵が先か、鶏が先かとありましたけど、本当にそうだと思います。何かができないのはそれを保障する何かがあったからというのか、いや、そうじゃない、何もなければ、何かそういう整備されていないから、じゃ私たちでつくりよう、そこから始めるのかということなんで、本当に上越さんの場合は上越らしさで、上越のやり方でやっていけばいいと思います。ですから、共通するのはそれぞれの違いだとか、思いはあるというのは、でも共通することはこの今上越地区に対する思いというか、将来の子供たちに、それからその後生まれてくる子供たちにどんなふるさとを残してあげたいか、残さなければいけないか、つくっていつてあげたいか、そういう思いだと思うんです。そういう思いは上越市の場合でも、あるいはほかの町村さんの場合でも同じではないかと思えます。私も今柏崎は吸収する方であれですけども、でも吸収される方たちの思いというのもこれから一緒にくんで、一緒になって考えていきたいと思っています。それが一番の共通点でないかと。

さっき自治とまちづくりというお話がちょっとありましたけど、私がかかわっている教育であっても、子育てであっても、男女共同参画でも、文化のことも、青少年育成でも、やっぱりそれ根幹にあるのは、ふるさとをつくって誇りと思える、本当にいつか大きくなって帰っていききたいという、ふるさとのために役に立ちたいと思えるようなふるさとをつくっていく、それだけ。だから、それがふるさとが例えば清里村であろうと、上越市であろうと、それは一緒ではないかと思いたいです。ですから、そういう思いで自治という、さっき自治についてという難しい何か質問を投げかけたようで、保留されたんですけど、どうも私昭和 30 年代の新人類と当時言われた子供なんですけど、ちょっと自治というと何となく昔の社会で習ったような気もするんですけど、ちょっと古い概念のような、ちょっと重たい概念のような気がしますけど、そうではなくて自分のできるところからやるという意味で、ですからそういうのを包括した上で、まちづくりという意味で、さっきまちづくりはちょっと狭い条例、偏っていないかと思ったんですが、そういう広い意味でのまちづくりだと私は思っていますし、それでちょっとそのとき自治と言うと難しいですが、こういう言葉で私はいつも考えています。いろんなところでキーワードとしているんですけど、自治イコールになるかどうかわかりませんが、

ジリツ、自分で立つ、そして自分を律する方の自律であるとか、だから自立イコール自律、それからつい最近うちの教育委員会は毎回前教育長からまず教育施政演説を、施政方針を年度初めにするんですけど、この間その中でうたわれたことが、できることから、できるところから、できる人から。それから、先ほど何回もキーワードに出させていただいた共働、ともに働く、共生、ともに生きる、共創、ともにつくる。それから、私もいつもそれ頭に描きながらやってきた1人1役、よくPTAの役員も私なんかできないわ、する必要ないわという人いるんですけど、でもだれでも親であるからには一つぐらい役をやるうというこで1人1役。それから、とにかくいろんな意見の違いはあるんだけど、立場の違いを超えて、ふるさとをつくるために、まず和、輪、話とって、わかりやすく、和やかに、輪になって、話をしましょうと呼びかけたり、それからこれはこの間教育委員会の学習会で、研修会でお聞きした十日町のまちづくりでお聞きした言葉なので、この中でもお聞きになった方もいらっしゃるかもしれませんが、ばか者、若者、よそ者がまちをつくるというお話をいただいて、いい言葉だなと思いました。ばか者はきつとふるさと、自分のまちのために徹し切れる人だという意味だと思いますし、若者は、私も年代的には若くないんですが、気持ちが若くあれば若者と言えるのかなということと、よそ者、これは私いつも思うんですが、私は柏崎で高校まで過ごしまして、それから東京に行って非常なカルチャーショックを受けました。全国から集まった寮生活4年間しましたので、東北から、それから四国から集まった友達の中でカルチャーショックを受けて、そしてそれが自分を鍛えてくれたと思っていますので、よそ者という意味は柏崎出身でないということだけでなく、どこかでどこか違う風を受けてきて、また戻ってきた人も含めてよそ者だと思います。そういう意味で、よく柏崎の人は旅の人という言い方しますけど、そういう旅の人、よその人を排除しないで、そういう人の意見を、パワーを受け取る力、そういうまちがこれから大きく豊かに育っていくのではないかと思います。ですから、私は自治だとか、まちづくりはそういう心づもりでこれからも考えていきたいとも思っていますし、今の答えになったかどうかわかりませんが、そんなふうに考えています。

○野澤朗事務局次長 ありがとうございます。

自治という言葉で最初お聞きするのはと言いましたけれども、最後に見事にまとめていただきました。お時間の関係もごさいます。もしよろしければ、最後委員長何かコメントなり、ご質問で閉めていただければと思いますが。

○山岸孝博委員長 どうもありがとうございました。

きょうは先進の柏崎の地からということで、栗林さんの熱い地域に対する思いと、そんなものを感じさせていただきました。先ほどちょっと別室でお話をさせてもらいましたが、高校の先輩だということで、私もあと数年たつと栗林さんのように地域に熱い思いを持てればなんていうことで今感じておりました。行政としての市民参加の難しさということをもたまた課長代理の方からはお話をちょうだいしまして、きょうはもう一つこれつくった後にどうやって市民に浸透させるんだというふうな、もう一つの課題が何となく大きく見えてきたような気がして、できた後では遅いんで、つくる段階から市民に浸透できるようなものでなければいけないし、つくり方でなければいけないし、そこに何となくもう少し戦術が必要なのかななんていうことを私的には感じさせていたいただきながら、きょうの委員会を聞いておったということでごさいます。おぼろげながらに、おのおの委員の皆さんがこの基本自治条例というものを勉強されて一生懸命やってきたということでごさいますが、きょうを機会に、もしかすると今までの考え方ではいけないんじゃないかという部分が出てきても、またそれはよろしいのかなというふうな気は私の中ではしております。また、次回、次々回というふうにこの小委員会が続いていく中で、きょうのお話もぜひ参考にさせていただきながら、地域のために、そして市民参加のしやすいような、市民の中に浸透されやすいような、ぜひ条例のつくり方、骨格なんていうものをまた考えていければと、そんなふうに思っております。

私の方からは、以上ということでよろしくお願いいいたします。

○野澤朗事務局次長 どうもありがとうございました。

### 3 その他

○野澤朗事務局次長 それでは、きょう第4回ということで小委員会を開催させていただきました。

次回でございますが、次回と言ってもあさってでございますして、きょうの栗林様、伊藤様のお話参考にさせていただきながら、第5回目の自治基本条例小委員会、またさせていただくようご案内してございます。ぜひまたご出席いただければと思っております。

委員長、これで閉めさせていただきますよろしいですか。

○山岸孝博委員長 はい。

○野澤朗事務局次長 それでは、きょうわざわざお越しいただきました栗林様、伊藤様、拍手をもってお送りして、本日小委員会終わらせていただきます。どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後3時53分 閉会

上越地域合併協議会小委員会規定第10条において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により署名する。

委員長 上越青年会議所直前理事長

大 潟 町 議 会 議 長

頸 城 村 議 会 副 議 長